

静岡県耐震改修促進計画の一部を変更したので、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき準用される同条第6項の規定に基づき公告する。

平成31年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 静岡県耐震改修促進計画の変更の概要

法第5条第3項第二号の規定に基づき、通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告期限に関する事項を定める。

(1) 耐震診断を義務付ける対象道路等

耐震診断を義務付ける対象道路	道路延長	対象棟数 (見込)
ア 大規模災害時に、自衛隊や消防、警察の広域応援部隊等が重要な拠点施設へ進出するルートのうち、県広域受援計画で早期（目標1～2日）に拠点確保を必要とする65拠点施設へのルート	約580km	541棟
イ 県浜岡地域原子力災害避難計画に基づき、地震発生直後に原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、住民等の早期退避に必要な避難路として、PAZ・UPZ内の避難経路	約110km	17棟
合計	約690km	558棟

(2) 耐震診断を義務付ける建築物（次のいずれにも該当するもの）

- ア 対象道路に接する旧耐震基準（昭和56年5月以前建築）の建築物
- イ 前面道路の中心線から上方45度の線にかかる建築物

(3) 耐震診断結果の報告期限 2022年3月31日（計画の施行から3年）

(4) 変更計画の施行時期 2019年4月1日

2 静岡県耐震改修促進計画の縦覧の場所

- (1) 静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課
- (2) 県民サービスセンター
- (3) 各県土木事務所建築所管課
- (4) 各県財務事務所
- (5) 西部農林事務所天竜農林局
- (6) 各市町建築所管課